

法 学 号 外  
平成 28 年 6 月 29 日

各私立学校設置者 }  
各私立学校長 } 様  
(小・中・高・特・専・各)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

第7回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。  
なお、平成28年度「租税教育に関するシンポジウム」への参加を希望される場合は、  
平成28年6月30日（木）までに国税局へ直接申し込み願います。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp



事務連絡  
平成28年6月22日

各都道府県私立学校主管課  
各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各国公立大学  
各国公私立高等専門学校  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課  
構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課  
初等中等教育局教育課程課  
高等教育局大学振興課

第7回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項  
について(周知)

各学校等におかれましては、日頃より、租税教育の充実に努めていただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、平成28年5月17日に開催した第7回租税教育推進関係省庁等協議会総会(構成員については別紙1参照)において、文部科学省、総務省、国税庁は協議を行い、別紙2のとおり合意確認しました。租税教育推進関係省庁等協議会は、平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)に基づき、国税庁の依頼を受けて関係3省庁で発足させたものです。

関係各位におかれましては、合意事項を十分御理解の上、引き続き租税教育の充実に向けた一層の取り組みをお願いいたします。

また、関係者の方々に租税教育に対する理解を深めていただくための租税教育シンポジウムの開催を別紙3のとおり御案内いたします。

各都道府県教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。)及び教育センター等の教員研修施設並びに域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校及び教育センター等の教員研修施設に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学におかれては、その管下の学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、御周知くださいますようお願いいたします。

(本件担当)

生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室  
電話：03-5253-4111(代表) (内線 2939)

初等中等教育局教育課程課  
電話：03-5253-4111(代表) (内線 2073)

高等教育局大学振興課  
電話：03-5253-4111(代表) (内線 3034)

岩手県

28.6.28

法学第 号

## 租税教育推進関係省庁等協議会会則(抜粋)

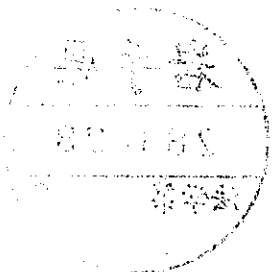
### 第3条(組織)

協議会は、次に掲げる職にある者を構成員として組織する。

文部科学省 大臣官房 総括審議官  
総務省 大臣官房 審議官(税務担当)  
国税庁 次長

### 第7条(運営委員会)

- 1 協議会の事務を行うために運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、次に掲げる職にある者を構成員として組織する。  
文部科学省 大臣官房 政策課長  
文部科学省 生涯学習政策局 生涯学習推進課長  
文部科学省 初等中等教育局 教育課程課長  
文部科学省 高等教育局 大学振興課長  
総務省 自治税務局 企画課長  
国税庁 長官官房 総務課長  
国税庁 長官官房 広報広聴官
- 3 会長が必要と認めるときは、運営委員会に、賛助会員等に参加させることができる。



平成28年5月17日

## 第7回租税教育推進関係省庁等協議会総会における合意確認事項

平成28年5月17日に開催した第7回租税教育推進関係省庁等協議会総会において、文部科学省、総務省、国税庁等は下記の事項について協議を行い、合意確認した事項について、連携・協調して関係機関等に周知・伝達することを確認する。

### 記

#### 1 合意事項

##### (1) 学習指導要領の着実な実施

租税に関する指導内容（意義、役割、国民としての義務等）を明記した小学校・中学校・高等学校の学習指導要領の着実な実施を引き続き図る。

また、次期学習指導要領の改訂に向けて、国家及び社会の形成者としての資質・能力を確実に育む観点から、必要な教育内容等について検討する。

##### (2) 「租税教育の充実」についての一層の周知徹底等

平成23年12月に発遣した通知の趣旨について、教員等の研修施設を含む学校等関係機関に対し、引き続き周知を図る。

##### (3) 租税教育の充実に向けた具体的取組

イ 社会科・公民科のみならず関係する教科等においても、租税教育など社会との接点にかかわる教育を重視し、中・高校生の社会参画に係る実践力を育成するための取組を引き続き推進する。

ロ 平成27年4月に租税教育推進関係省庁等協議会で初めて作成した、児童生徒の発達の段階に配慮しつつ体系的にまとめた租税教育の事例集について、教員等に対する意識啓発を図るため、引き続き教育委員会等に効果的な周知及び配布を行い各地域や学校における活用を促す。

また、事例集の周知及び配布後における活用状況等の情報共有を図り、必要に応じた改訂を検討する。

ハ 租税教育に関するシンポジウムの開催結果等を踏まえ、平成28年度もシンポジウムを開催し、その後の開催を検討する。

ニ 租税教育に関するシンポジウムで提言を受けた効果的な「教員と税の専門家との協働の在り方」について、引き続き検討する。

ホ 地方自治体に対し、租税教育の充実についての一層の周知を図る。

ヘ 教育のICT化にあわせ、租税教育に関する教育コンテンツ等の作成・活用について検討する。あわせて、各省庁等のホームページなどにおけるこれら教育コンテンツ等の周知策を検討する。

ト 各地域の税に関係する民間団体等との一層の連携による租税教育の取組（出前授業(租税教室)への講師派遣や「税を考える週間」(11月11日～17日)における各種行事など)を推進する。

#### 2 継続協議事項

##### ○ 租税教育に関する授業の充実

(1) 税に関する授業等の実態把握を実施する。

(2) 高校生に対し、租税の役割や申告納税制度の意義等を正しく理解させるための方策について検討する。

文部科学省 総括審議官  
総務省 官房審議官  
国税庁 次長

平成28年 6月22日

各 位

租税教育推進関係省庁等協議会  
(文部科学省・総務省・国税庁)

## 平成28年度「租税教育に関するシンポジウム」開催の御案内

平素から租税教育への取組に多大なる御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。  
さて、文部科学省、総務省、国税庁では、平成23年度税制改正大綱に租税教育の重要性が明記されたことを受けまして、租税教育推進関係省庁等協議会を設立し、租税教育の充実に向けて取り組んでおります。

このたび、関係者の方々に租税教育に対する理解を深めていただくため、租税教育のシンポジウムを、下記のとおり、東京国税局が主催する「財政経済セミナー」との合同により開催する運びとなりました。

つきましては、関係者の方々に是非御参加賜りたく、御案内申し上げます。

## 記

## 1 日 時

平成28年 8月 1日(月) 9時20分～16時05分 (開場：8時40分)

## 2 会 場

東京都千代田区大手町1-3-7 日経ビル3階 日経ホール (別紙参照)

## 3 対象者

教員及び教育委員会の職員のほか、税理士、地方自治体職員、税に関係する民間団体職員など、租税教育に携わる方

## 4 プログラム

## (1) 第1部 財政経済セミナー (9時20分から14時20分)

|   | 内容             | 講演者等   | 時間  |
|---|----------------|--|-----|
| 1 | 講演 (財政・税務行政の部) | 東京国税局  | 60分 |
| 2 | 講演 (一般教養の部)    | 齋藤孝 明治大学教授<br>「情報7days ニュースキャスター」(TBSテレビ系列)等出演 | 80分 |
| 3 | 講演 (政治経済の部)    | 村尾信尚 関西学院大学教授<br>「NEWS ZERO」(日本テレビ系列)メインキャスター  | 80分 |

(2) 第2部 租税教育に関するシンポジウム (14時35分から16時05分)

|   | 内容                             | 講演者等  | 時間  |
|---|--------------------------------|---|-----|
| 1 | 租税教育推進関係省庁等協議会事務局長挨拶           | 租税教育推進関係省庁等協議会事務局長 (国税庁広報広聴官)   | 5分  |
| 2 | 基調講演：教育委員会を中心とした<br>租税教育の実践的取組 | 岩城敏夫 仙台南地区租税教育推進協議会会長<br>(宮城県亶理郡亶理町教育委員会教育長)  | 10分 |
| 3 | パネルディスカッション<br>テーマ：租税教育の充実について | ・樋口雅夫 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官<br>・相羽さとみ 東京都主税局総務部広報担当課長<br>・岩城敏夫 仙台南地区租税教育推進協議会会長<br>(宮城県亶理郡亶理町教育委員会教育長)<br>・富村将之 日本税理士会連合会租税教育推進部長<br>・国税庁 広報広聴官 (コーディネーター) | 75分 |

5 お申し込み

入館手続きの関係上、事前登録制となっております。

参加を希望される方は、平成28年6月30日(木)までにインターネット又は郵送で申し込みをお願いします。

申込方法等は以下のとおりです。

なお、受付期間終了後に申し込みを希望される場合など、御不明な点があれば、以下の【問い合わせ先】まで御連絡願います。

《申込方法等》

募集人員 400名(先着順) 募集人員に達し次第終了

受付期間 平成28年5月23日(月)から6月30日(木)まで

申込方法 **インターネットでのお申込み**

国税庁ホームページにアクセスしてお申し込みください。

**【国税庁】** 検索 ⇒ 「税の学習コーナー」 ⇒ 「各国税局学習コーナー」 ⇒ 「東京国税局」

⇒ 「財政経済セミナー・租税教育に関するシンポジウムの受講者募集について」

**郵送でのお申込み**

「財政経済セミナー・租税教育に関するシンポジウムの受講申込書」を以下の宛先へ郵送でお申し込みください。

○勤務先が千葉県・東京都・神奈川県・山梨県の方⇒勤務先の所在地を管轄する税務署(総務課)

○勤務先が上記以外の方⇒東京国税局(国税広報広聴室)

※ 申込書は国税庁ホームページからダウンロードできます。

応募は、小学校、中学校、高等学校等の教員及び教育委員会の職員のほか、税理士、地方自治体職員、税に関係する民間団体職員など、租税教育に携わる方に限ります。

【問い合わせ先】

東京国税局(国税広報広聴室) TEL 03-3542-2111(代表)

【郵送用 申込用紙】

財政経済セミナー・租税教育に関するシンポジウム受講申込書

第48回財政経済セミナー・第4回租税教育に関するシンポジウムへの受講を申込みます。

|                      |   |   |                                    |     |  |
|----------------------|---|---|------------------------------------|-----|--|
| 勤務先<br>(所属)          | ※ 勤務先が学校の場合、公立・私立等の別についても記入してください。  |   |                                    |     |  |
| 勤務先の<br>所在地          | 〒   |   | Tel ( )                            |     |  |
| ふりがな<br>氏名           | 年齢  | 歳 | 性別                                 | 男・女 |  |
| 職名                   |   |   |                                    |     |  |
| 連絡先<br>(案内状の送付先)     | <input type="checkbox"/> 勤務先  |   | <input type="checkbox"/> 自宅        |     |  |
| 自宅の住所<br>(連絡先が自宅の場合) | 〒   |   | Tel ( )                            |     |  |
| 参加区分                 | <input type="checkbox"/> セミナー・シンポジウムともに参加 <input type="checkbox"/> 財政経済セミナーのみ参加 <input type="checkbox"/> 租税教育に関するシンポジウムのみ参加 |   |                                    |     |  |
| 過去の<br>参加状況          | <input type="checkbox"/> 初めての参加   |   | <input type="checkbox"/> 過去____回参加 |     |  |

(注) 1 「職名」欄には、校長、教諭、会長、課長等の職名を記入してください。

2 受講申込書は、以下の宛先へ郵送してください。

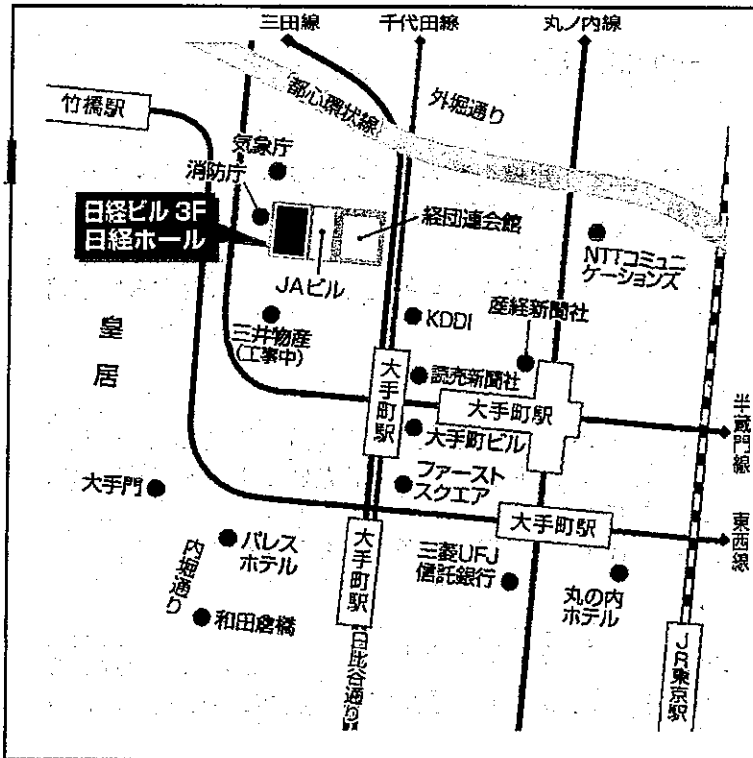
- ・勤務先が千葉県・東京都・神奈川県・山梨県の方⇒勤務先の所在地を管轄する税務署(総務課)
- ・勤務先が上記以外の方⇒東京国税局(国税広報広聴室)

3 記入していただいた個人情報、出席者を管理する目的で活用するほか、「勤務先」「勤務先の所在地」及び「氏名」に限り、各税務署における租税教育関係者の適切な管理を目的に活用する場合があります。



## 日経ホール

東京都千代田区大手町1-3-7 (日経ビル3階)



### 【東京メトロ】

- 千代田線「大手町駅」神田橋方面改札より徒歩約2分
- 丸ノ内線「大手町駅」サンケイ前交差点方面改札より徒歩約5分
- 半蔵門線「大手町駅」皇居方面改札より徒歩約5分
- 東西線「竹橋駅」4番出口より徒歩約2分

### 【都営地下鉄】

- 三田線「大手町駅」大手町方面改札より徒歩約6分

地下鉄「大手町駅」下車C2b出口直結

## 税に関係する民間団体等について

### ○税理士会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。

現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

### ○青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約3,100の会があり、会員数は約82万人です(平成27年4月現在)。

各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及、租税教育など幅広い活動を行っています。

### ○法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与」することを目的として結成された団体です。公益社団法人・一般社団法人として482の団体があり、会員数は約80万社です(平成27年12月現在)。

各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っています。

### ○間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力」することを目的として結成された団体です。全国に518団体があり、会員数は約9万名です(平成27年4月現在)。

間税会では、税制や税の執行の改善のための提言、消費税に関する税知識の普及や租税教育活動の推進、滞納防止のための活動を行っています。

### ○納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約2万7千組合があります(平成27年3月現在)。

納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」の募集などの活動を行っています。

### ○納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約16万人社です(平成28年3月現在)。

各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。

税に関係する民間団体等においては、e-TaxやeLTAXの一層の普及及び定着に向けた取組や「税を考える週間」(11月11日～17日)における各種行事の共同開催を推進していくことなどにより、各団体間の連携・協調の強化を図っています。